

10 津波注意報標識及び津波警報標識

気象庁の定める予報警報標識規則における津波注意報及び津波警報標識は次のとおり。

(1) 津波注意報標識 (予報警報標識規則 別表第5 (第8条関係))

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)

(注)1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(2) 津波警報標識 (予報警報標識規則 別表第6 (第9条関係))

別表第6(第9条関係) 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。